

**人口減少対応型過疎地域等政策支援事業
（空き家等活用促進タイプ）**

業務仕様書

令和 8 年 7 月

岩手県ふるさと振興部

地域振興室

人口減少対応型過疎地域等政策支援事業（空き家等活用促進タイプ）

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度人口減少対応型過疎地域等政策支援事業（空き家等活用促進タイプ）」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 目的

岩手県内の小規模町村を中心に顕在化している課題の一つである空き家等の住宅資源の利活用について、専門的な知見を有する人材を岩手県空き家等活用促進支援員（以下「支援員」という。）として委嘱し、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の伴走支援を実施することによって、市町村における課題の解消や人口減少対策に資する取組の実施を促進する。

2 委託期間及び委託料の上限額

ア 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

イ 委託料の上限額

2,066,000円（税込）

3 本業務の対象

本業務の対象地域は、「岩手県過疎地域等政策支援員設置要綱」（仕様書添付資料1）の別表対象地域による「過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村」のうち普代村、軽米町及び九戸村（以下「対象町村」という。）とする。

4 業務内容

受託者は次の（1）のとおり支援員を設置・管理し、支援員は次の（2）の業務を行うこと。

（1）受託者の業務

ア 支援員の設置

受託者は、以下の全てを満たす者を選定し、支援員として設置すること。

なお、支援員の人数は複数でも構わないが、設置した支援員は複数の町村の支援に従事するものとし、1町村のみの支援に従事することは認めない。

（ア）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(イ) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に該当しない者

(ウ) 空き家等の住宅資源を利活用した地域の活性化や集落の整備等に対する知見・意欲があり、地域の特性を活かして関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者。

イ 支援員の管理

(ア) 受託者は、県が支援員として委嘱する人材について、指導・管理するものとする。

(イ) 支援員が本業務において従事する業務は、対象町村の要望に応じた指導・助言、施策の企画立案に向けたデータの整理等とし、受託者は支援員が円滑に活動を行えるよう管理するものとする。

支援員が対象町村の指導・助言を行う回数の合計は対象町村全体で21回（3町村合計）程度とする。

なお、オンラインによる指導・助言を認めるが、全体の半数を超えないものとする。

(ウ) 受託者は、支援員と対象町村等との間でトラブルが生じないよう、責任者を設置し、必要な調整を行うこと。

(2) 支援員の業務

支援員は、対象町村が行う空き家対策等に関する取組に対し、専門的な知見から指導・助言等を実施し、対象町村における施策の企画立案や事業化等の伴走支援を行うものとする。

ア 空き家等の利活用による集落整備・振興施策の企画立案等の支援

空き家等の活用を中心とした人口減少対策について、以下の観点から専門的助言を行うこと。

- ・ 空き家利活用の方向性や考え方についての助言
- ・ 対象町村が行う空き家対策に対する課題整理・論点提示
- ・ 計画や調査結果を踏まえた施策の提案
- ・ 対象町村職員等が行う空き家対策に係る取組の支援

イ 企画立案等の支援に向けたデータや課題の整理・収集等の支援

空き家の実態把握やデータ整備に関し、町村の取組に対して助言を行うこと。

- ・ 調査方法や整理方法に関する助言
- ・ 必要なデータ項目や分析視点の提示
- ・ データの整理・分析に関する助言

ウ 地域・市町村間連携による課題解決に向けた取組の支援

関係者との連携の進め方や合意形成に関する助言など、空き家対策の推進に必要な関係者との連携に関する必要な支援を行うこと。

エ 施策の実施に向けた関係者との調整に対する支援

専門人材や参考事例の紹介など、関係者との調整に向けた支援を実施すること。

オ その他地域の実情に応じた施策の形成などに係る必要な助言・支援

上記のほか、地域の実情や町村のニーズに応じて空き家等対策の推進に必要な助言・支援を行うこと。

5 支援員の委嘱及び公表等

県は、支援員について、「岩手県空き家等活用促進支援員設置要領」（仕様書添付資料2）により委嘱する。

なお、県は、受託者及び支援員について、県公式ウェブサイトに掲載して公表する。受託者が再委託した団体や個人についても、同様の取り扱いとする。

6 成果品

受託者は、次の成果品を県に提出すること。

- ・毎月、支援員の業務に係る業務日報を作成し、翌月10日までに県に提出すること。（ただし、令和9年3月分については、当該月内の県が指定する日までに提出すること。）
- ・業務日報には、支援員名、業務時間、業務場所のほか、指導・助言の概要及び主な論点を記載すること。
- ・支援員による一連の活動内容及び対象町村に対する支援の結果を取りまとめた活動報告書を作成し、本業務完了後5日以内に県に提出すること。
- ・活動報告書には、次の事項を盛り込むこと。
 - ア 対象町村毎の現状及び課題の整理（現状把握）
 - イ 支援の過程において整理・分析した論点及び検討内容（課題分析）
 - ウ 支援員が行った指導・助言の内容（指導内容）
 - エ 関係施策の検討に当たっての方向性や考え方（方向性・提案）
 - オ その他必要な事項
- ・活動報告書は、書面1部及び電子データ（PDF、ワード、エクセル等）を提出すること。

7 契約に関する条件

(1)再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 契約の変更等

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更を行うことがある。

(3) 経費及び委託料の取扱い

ア 本業務の実施に係る経費は、支援員の活動に要する経費のみを対象とすること。

イ 支援の実施回数が著しく不足した場合など、履行状況に応じて委託料を減額する場合がある。減額する委託料については、県と受託者の協議により決定する。

(4) 権利の帰属等

本業務により制作された著作物に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。

(5) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記7(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(6) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

(8) その他

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者で協議の上、定めることができる。

岩手県過疎地域等政策支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）に基づき岩手県（以下「県」という。）が設置する県過疎地域等政策支援員（以下「政策支援員」という。）の業務等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するためには、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要があることから、県が専門人材を確保することによって、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行うことを目的とする。

(業務内容)

第3条 政策支援員は、地域住民、事業者、関係機関、市町村等と連携し、設置目的に応じて、小規模町村伴走支援及び空き家等活用促進に係る別途定める業務を行う。

また、その業務については、「①過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村」を対象地域とし、「②過疎地域を有しない区域（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が「③過疎地域を有する区域」の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。なお、「④条件不利地域又は人口急減地域を有しない市町村」の支援業務には従事しないこと（①～④は、別表に掲げるとおりとする）。

(委嘱)

第4条 政策支援員は、知事が委嘱し、県ホームページ等において委嘱者を公表する。なお、委嘱方法及び委嘱に当たっての具体的な要件並びに名称は、政策支援員の設置目的に応じて別途定める。

(委嘱期間)

第5条 政策支援員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(報酬等)

第6条 政策支援員に支払う報酬又は謝金あるいは政策支援員の活動に必要な経費の支給方法は、別途定める。

(守秘義務)

第7条 政策支援員は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはなら

ない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第8条 政策支援員が自己都合により任期の途中において退任を希望する場合の処理については、別途定める。

(解任)

第9条 知事は、政策支援員が次の各号に該当する場合は、政策支援員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障等で政策支援員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 政策支援員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 第1号から第3号のほか、別途定める事項に該当したとき。

(県の役割)

第10条 政策支援員の活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援を行う。

- (1) 政策支援員の活動に関するコーディネート
- (2) 市町村、関係機関等との調整
- (3) その他政策支援員の円滑な活動に必要なこと

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。

別表 対象地域

市町村	① 過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村		④ 条件不利地域を有しない市町村
	② 過疎地域を有しない区域	③ 過疎地域を有する区域	
盛岡市	○	全域	
宮古市	○		全域
大船渡市	○		全域
花巻市	○	旧花巻市、 旧石鳥谷町	旧大迫町、 旧東和町
北上市	○	全域	
久慈市	○	旧久慈市	旧山形村
遠野市	○		全域
一関市	○		全域
陸前高田市	○		全域
釜石市	○		全域
二戸市	○		全域
八幡平市	○		全域
奥州市	○	旧水沢市、旧前 沢町、旧胆沢町	旧江刺市 旧衣川村
滝沢市			○
雫石町	○	全域	
葛巻町	○		全域
岩手町	○		全域
紫波町	○	全域	
矢巾町			○
西和賀町	○		全域
金ヶ崎町			○
平泉町			○
住田町	○		全域
大槌町	○		全域
山田町	○		全域
岩泉町	○		全域
田野畑村	○		全域
普代村	○		全域

軽米町	○		全域	
野田村	○		全域	
九戸村	○		全域	
洋野町	○		全域	
一戸町	○		全域	

岩手県空き家等活用促進支援員設置要領

(目的)

第1条 この要領は、過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するため、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく専門人材として、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）及び岩手県過疎地域等政策支援員設置要綱（令和8年5月29日制定、以下「要綱」という。）に基づき岩手県（以下「県」という。）が設置する岩手県過疎地域等政策支援員のうち、空き家等の住宅資源を活用した集落の整備や市町村の施策形成などを支援する「岩手県空き家等活用促進支援員（以下「支援員」という。）」に関する必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 要綱第3条に定める支援員の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 空き家等の利活用による集落整備・振興施策の企画立案等の支援
- (2) 企画立案等の支援に向けたデータや課題の整理・収集等の支援
- (3) 地域・市町村間連携による地域課題解決に向けた取組の支援
- (4) 施策の実施等に向けた関係者との調整に対する支援
- (5) その他地域の実情に応じた市町村施策の形成などに係る必要な助言・支援

(委嘱)

第3条 支援員は、県が業務委託を行う「岩手県空き家等活用促進支援員設置業務（以下「委託業務」という。）」の受託者が雇用又は受託者の組織に属し、次の各号の要件を全て満たす者として指名する者の中から知事が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第16号）第2条第3号及び第4号に該当しない者
- (3) 業務を遂行するに当たり、市町村の地域課題等に応じた施策形成支援等に必要な知識及び実務経験を有している者
- (4) 地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者

2 支援員の委嘱に伴う県との雇用関係は、存在しないものとする。

(委嘱期間)

第4条 要綱第5条に定める支援員の委嘱期間は、委託業務に係る契約書に定める履行期限とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 要綱第6条に定める支援員の報酬は、委託業務の受託者から支払うものとする。

2 要綱第6条に定める支援員の活動に必要な経費は、委託業務の受託者から支給するものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月29日から施行する。